

3月26日(日)
午前8時30分～
午後0時30分

休日に転入・転出手続き業務を行います

年度末は、転入・転出などの届出が多くなることから、次のとおり開庁します。ぜひご利用ください。

窓口業務を行う課	業務内容
市民課 (内線139) ※駅連絡所は開所しません。	<ul style="list-style-type: none"> ●住民異動届^(※)、印鑑登録などの受付 ●戸籍の届出受付 ●諸証明(住民票の写し(広域交付住民票を除く。)、戸籍謄(抄)本、印鑑登録証明書など)の交付 ●マイナンバーカードの受取(交付通知を受け取ったかた※要予約) ●パスポートの受取(午前9時～正午※申請は不可) ※特例転入(マイナンバーカードなどを所有し、転出手続き時に転出証明書の交付を受けていないかたの転入)の届出はできません。
福祉課 (内線165)	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者手帳の申請受付、各種届出受付
子育て支援課 (内線155)	<ul style="list-style-type: none"> ●児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の手続き ●こども医療費、ひとり親家庭等医療費の手続き ●ベビーベッド貸し出し手続き ●パパ・ママ応援ショップ優待カードの配布
高齢介護課 (内線179)	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険の資格異動手続き
保険年金課 (内線144)	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険の資格異動手続き ●国民年金の手続き(資格異動手続きに伴うもの) ●後期高齢者医療保険の転入・転出手続き(被保険者証は後日郵送)
教育指導課 (内線265)	<ul style="list-style-type: none"> ●転校(転入学、転学)の手続き、就学援助の申請受付



注) 関係機関に照会を必要とするものについては手続きできない場合があります、平日に再来庁をお願いすることがあります(詳細は各担当へ)。

問合せ 各窓口担当課 ☎ 0480 (92) 1111

退職や配偶者の扶養から外れたときは 国民年金の手続きが必要です

日本国内に住所を有する**20歳以上60歳未満のかた**が退職されたときや厚生(共済)年金被保険者の扶養になっていた**20歳以上60歳未満の配偶者**が扶養から外れたときは、国民年金第1号被保険者への届出を行い、国民年金保険料を納める必要があります。

手続き

持ち物

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・厚生年金などの喪失日が確認できるもの(厚生年金被保険者資格喪失証明書など)
- ・本人確認書類

1点でよいもの

運転免許証、パスポート、
マイナンバーカード、障害者手帳など

2点必要なもの

健康保険被保険者証、
基礎年金番号通知書など

保険料

月額16,520円(令和5年度)

免除制度

保険料を納めることが困難な場合、申請が承認されると保険料の納付が免除される制度があります。

問合せ

春日部年金事務所 ☎ 048 (737) 7112 (代表)
市保険年金課国民年金担当 ☎ 0480 (92) 1111
内線 140・149